

政務活動費について

改正の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）
平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
- ・ 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正
- ※ 民主党・無所属クラブ、自民党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の4派共同提案による議員修正

（改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

政務活動費制度の概要

- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

政務活動費の対象

・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動 ・私人としての活動 等

会派・議員としての活動

- ・ 会派・議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの
(例)補助金の要請活動 等

調査研究活動

- ・ 会派・議員としての活動
(例) ・議会活動に係る調査 ・議会活動に係る資料の作成
・議員・会派による広報活動 ・会派による会議 等
のうち、調査研究活動と認められるもの

議会活動

- ・本会議への出席 ・委員会への出席
・全員協議会への出席 ・議員派遣 等

政務活動費

※充当可能経費の
範囲は条例で定める

費用弁償

政務活動費に関する参考条例及び参考指針等（各議長会）

○政務活動費の交付に関する参考条例等

全国都道府県議会議長会

- ・「全議第268号 全国都道府県議会議長会会長通知」（平成24年11月）
 - 〔・「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する条例（例）」
 - 〔・「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する規程（例）」

全国市議会議長会

- ・「政務活動費の交付に関する参考条例等検討会報告書」（平成24年11月）
 - 〔・「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」（会派用・議員用・会派及び議員用）
 - 〔・「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する規則案（例）」（会派用・議員用・会派及び議員用）

全国町村議会議長会

- ・「全町村議第397号 全国町村議会議長会会長通知」（平成24年11月9日付）
 - 〔・「〇〇町（村）議会政務活動費の交付に関する条例（例）」
 - 〔・「〇〇町（村）議会政務活動費の交付に関する規程（例）」

○政務活動費に関する参考指針等

全国都道府県議会議長会

- ・「政務活動費の運用に係る考え方」・「政務活動費の運用に係る考え方 参考資料」（平成30年12月）

全国市議会議長会

- ・「政務活動費に関するQ&A（参考指針）」（平成31年2月）

全国町村議会議長会

- ・「政務活動費の透明性の確保」（平成31年2月）